

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、羽生都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 1. 変更の理由

生産緑地法第 14 条の規定に基づき、行為制限が解除されたため、都市計画生産緑地地区を廃止するものです。

## 2. 変更の概要

変 更 後	変 更 前
廃 止	第 18 号生産緑地地区 約 0.08ha

## 3. 土地の所在

第 18 号生産緑地地区…羽生市大字上新郷字上悪土 1838 番 5